〇〇　様

　　　　　　　ビッグエイト（株式会社　大八商會）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　小宮山敬仁

〒132-0001　東京都江戸川区新堀１－５－８

ＴＥＬ：0120-396-813

先日は当社をご利用いただきありがとうございます。

４月以降の自動車税の課税が免除される件でのご案内です。

同封した書類がその証明書となります。

□申立書の「３.譲渡又は解体報告記録が行なわれた日」が「令和５年３月３１日」、

　４月〇日付の軽自動車検査協会の押印がございます。

**この軽自動車検査協会の押印があることで、令和５年４月以降の自動車税が免除されます。**

今回の特例措置は、本年３月〇日に急きょ実施されたものであり、行政において周知されていない可能性がございます。

**万が一、自動車税の納付書が送られてきた場合**には、納付書に記載されている連絡先電話番号に以下の様にお伝えください。

□（登録番号・ナンバープレートの番号）宛てに自動車税の納付書が送られてきています。

□確かに、車の廃車手続きは４月〇日に行ないました。

□しかし３月〇日発令の国土交通省の特例措置で、私の自動車税は免除されるはずです。

□証拠として軽自動車検査協会の押印がなされた申立書が手元にございます。

□お手数ですが確認の上、折り返しお電話いただけますか。

個人情報の関係があり、当社から直接問い合わせることが難しくなっています。

大変お手数ですが、まずはお客様ご自身で市区町村役場へのお電話をお願いします。万が一、話が噛み合わない場合は当社もサポートいたしますので、ご遠慮なくご相談ください。

どうぞよろしくお願いいたします。